

令和 8 年度 いじめ防止基本方針

目次

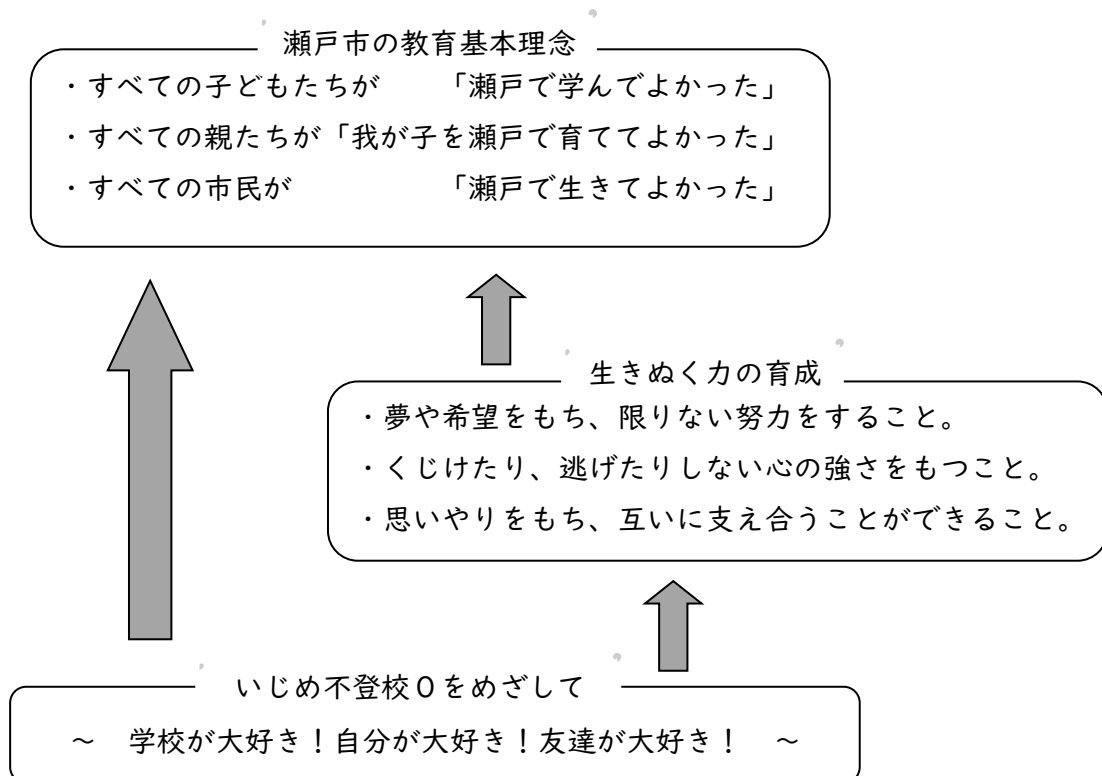
はじめに	1
I いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
1 いじめについての基本的な認識	2
(1) いじめとは	2
(2) いじめの状態	3
(3) いじめについての共通理解	3
(4) いじめが生まれる背景と指導上の注意	3
2 未然防止	4
(1) 児童生徒や学級の様子を知る	4
(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり	4
(3) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる	4
3 早期発見	5
(1) いじめに気づく力を高める	5
(2) いじめは見えにくい	5
(3) 早期発見のための手だて	5
(4) 相談しやすい環境づくりを進める	6
4 早期対応	7
(1) いじめ対応の基本的な流れ	7
(2) いじめ発見時の緊急対応	7
(3) 迅速に対応するために	9
5 インターネット上のいじめへの対応	9
(1) インターネット上のいじめとは	9
(2) 未然防止のために	10
(3) 早期発見・早期対応のために	10
6 地域や家庭との連携	11
7 関係機関との連携	11
II 本校のいじめ防止対策組織	12
1 いじめ問題に取り組む体制の整備	12
(1) いじめ防止対策校内組織について	12
(2) 職員の協力体制について	12
2 いじめが起きた場合の組織的対応の流れ	13
(1) 重大事態への対応について	13
(2) 重大事態への対応フロー図（本校）	14
III いじめ防止等に関する具体的な取組	15
1 いじめ防止に関わる年間指導計画等	15
(1) いじめの未然防止の取組	15
(2) いじめの早期発見の取組	15
(3) いじめに対する措置	15
2 年間指導計画	15

はじめに

瀬戸市では、平成 23 年度にいじめ防止対策の根本的な見直しの必要性から、「いじめ・不登校対策推進協議会」を立ち上げました。また、平成 24 年度には、各学校に「いじめ・不登校対策委員」を新たに位置づけ、役割の明確化を図るとともに、いじめ防止に向けた様々な取組を行ってきました。

平成 25 年 9 月 28 日には「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、『瀬戸市いじめ防止基本方針』を策定しました。

<教育の目標>



本市は、いじめの対症療法だけでなく、特に予防に力を入れていきます。すなわち、子どもたちの集団を根本から見直し、個人の存在を認めることができる指導体制が必要であると考えています。そのために、「自分が大切な存在」であると実感できる環境づくりや「一人一人が認め合い、互いに支え合う」ことが当たり前であるという社会集団づくりが大切であると考えています。

「瀬戸市いじめ防止基本方針」より

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

I いじめについての基本的な認識

いじめは、子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題です。

どの学校にも起こり得る事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む必要があります。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が周囲の友人や教師と信頼できる関係を築き、安心・全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことです。

(I) いじめとは

いじめ防止対策基本法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※₁にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※₂を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係がある状態を指す。

※2 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」することはできない。
- ・いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年改訂）」より

(2) いじめの状態

いじめには、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な事案や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要な事案が含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要です。

	分類	抵触する可能性のある刑罰法規
1	冷やかしの、からかい、悪口、脅し文句、嫌味	脅迫、名誉毀損、侮辱
2	仲間はずれ、集団による無視	刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
3	軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる・蹴られる	暴行
4	ひどくぶつかられる、叩かれる・蹴られる	暴行、傷害
5	金品をたかられる	恐喝
6	金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる	窃盗、器物破損
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことなどをさせられる	強要、強制わいせつ
8	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

- ・ いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得るものです。
- ・ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではありません。
- ・ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものです。
- ・ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っています。
- ・ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触します。
- ・ いじめは、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題です。
- ・ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっています。
- ・ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題です。

(3) いじめについての共通理解

いじめの状態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教師の共通理解を図ることが大切です。また、児童生徒に対しても、学級活動やホームルーム活動、集会などでいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に作り出していくことが大切です。

(4) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめが生まれる背景

勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないように一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められます。また、ストレスを感じた場合でもそれを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育むことも大切です。

イ 指導上の注意

教師の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払うようにします。教師による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることとなります。

2 未然防止

(1) 児童生徒や学級の様子を知る

ア 教師の気づきが基本

児童生徒や学級の様子を知るためには、教師の気づきが大切です。同じ目線で物事を考え、一緒に笑ったり、涙したりなど場を共にすることが必要です。その中で、児童生徒のさ細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められます。

イ 実態把握の方法

児童生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握し、必要に応じていじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要です。そのためには、児童生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学に際しては、教師間や学校間で適切な引継ぎを行う必要があります。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切です。

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができるように、教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童生徒に提供し、自己有用感が高められるように努めます。その際、教師はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広く大人から認められているという思いが得られるように工夫することも有効です。また、自己肯定感を高められるように困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられます。

ア 児童生徒のまなざしと信頼

児童生徒は、教師の一挙手一投足に目を向けています。教師の何気ない言動が児童生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教師は、児童生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。

イ 心の通い合う教師の協力体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学年全体で展開していくためには、教師の共通理解が必要不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり、相談したりするなど気軽に話ができる職場の雰囲気が大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、さまざまな問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

ウ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年、学校行事

授業を始め、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれを認め合う仲間づくりが必要です。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、児童生徒を成長させます。また、教師の児童生徒への温かい言葉がけが「認められた」と自己肯定感につながります。

(3) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる

ア 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童生徒に理解させることが大切です。また、児童生徒が人の痛みを思いやることができるように人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

イ 道徳教育の充実

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切になります。児童生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、さらに「人格」や「心遣い」、「優しさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。

ウ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

日々の授業を始めとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要です。他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることが有効です。

3 早期発見

(1) いじめに気付く力を高める

ア 児童生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り、尊重した教育活動を実践する必要があります。そのためには、「人権感覚を磨く」「児童生徒の言葉をしっかり受けとめる」「児童生徒の立場に立つ」という姿勢が大切です。

イ 児童生徒を共感的に理解する。

集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、さ細な言動から表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高めることが求められています。児童生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要です。

(2) いじめは見えにくい

ア 大人には見えないことがある

- (ア) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われることがあります。
- (イ) 無視やメール、SNS上など客観的に状況を把握しにくい形態で行われています。
- (ウ) 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態等があります。

イ いじめられている本人からの訴えは少ない

- ① 親に心配をかけたくない、② 自分はダメな人間だ、③ 訴えても大人は信用できない、④ 訴えたらその仕返しが怖い、などの心理が働きます。

ウ インターネット上のいじめは最も見えにくい

インターネット上でいじめに遭っている兆候は、学校ではほとんど見られません。家庭で「SNSやメール受信、電話着信があっても見ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなった」等、普段と違う様子が見られる場合、学校と家庭で情報共有をし、人間関係等を注意深く見守るようにします。

(3) 早期発見のための手だて

ア 日々の観察 ～児童生徒がいるところには、教師がいる～

放課や業後等も児童生徒の様子に目を配ります。「児童生徒がいるところには教師がいる」ことを示し、共に過ごす機会を積極的に設定することは、いじめ発見に効果があります。また、教室や廊下等に、日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示も有効です。

イ 観察の視点 ～集団を見る視野が必要～

成長の発達段階から見ると、小学校3、4年生ぐらいからグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなります。担任を中

心に教師は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係を把握する必要があります。また、気になる言動が見られる場合は、適切な指導を行い、関係修復にあたることも必要です。

ウ 生活ノート等の活用 ～コミュニケーションから生まれる信頼関係～

生活ノートや連絡帳等の活用により、担任と児童生徒、保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。

エ 教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

児童生徒が、日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが大切です。また、教師間で協力し、教育相談の体制を整えることが必要です。

オ いじめ実態調査アンケート ～実施時の配慮が重要～

実態に応じて定期的に実施することが望ましいものです。いじめられていると感じている児童生徒にとっては、その場で記入することが難しいことも考えられます。実施方法については、記名の有無、質問事項、保護者への実施連絡等の配慮が必要です。

(4) 相談しやすい環境づくりを進める

児童生徒が、教師や保護者に相談することは、とても勇気がいる行動です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教師が十分に認識し、その対応について細心の注意を払わなくてはなりません。その対応の仕方によっては、教師への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

ア 本人からの訴えには

(7) 日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね」という教師の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えます。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証するようにします。

(1) 「あなたを信じているよ」という姿勢で疑いをもつことなく傾聴するようにします。

※ 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

イ 周りの児童生徒からの訴えには

(7) いじめを訴えたことにより、その児童生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他児童生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めるようにします。

(1) 「よく言ってきたね」とその勇気ある行動を賞賛したり、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝えたりして、安心感を与えるようにします。

ウ 保護者からの訴えには

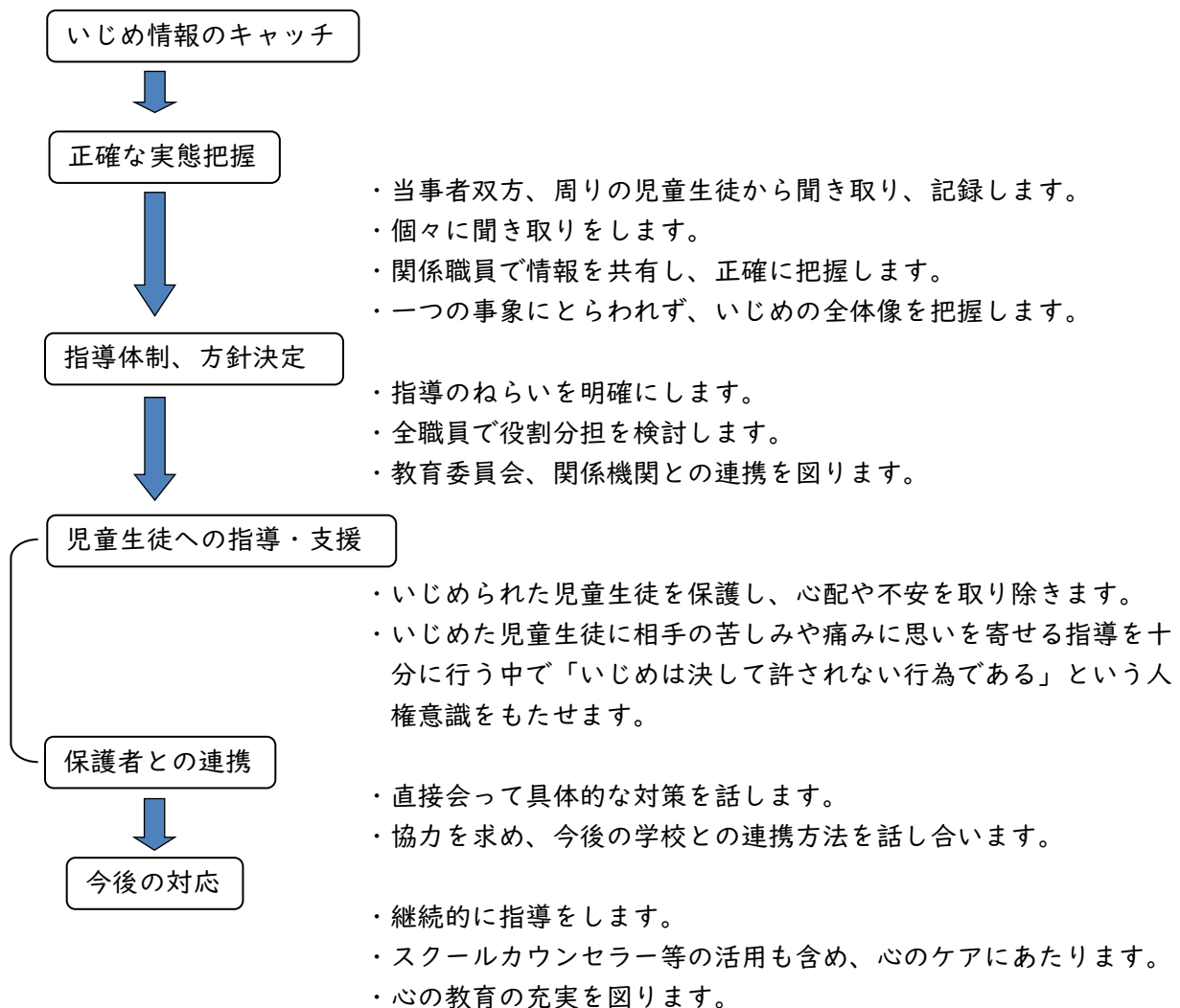
(7) 保護者がいじめに気づいたときに、すぐに学校へ連絡してもらうように日頃から保護者との信頼関係を築くようにします。

(1) 問題が起こったときだけ保護者への連絡や家庭訪問をするのではなく、日頃から児童生徒のよいところや気になるところなど学校の様子について連絡するようにします。

(7) 苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者から「しつけ」や「子育て」について「否定された」と誤解を招くことがあるため、保護者の気持ちを十分に理解することが大切です。

4 早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

ア いじめられた児童生徒、いじめを知らせた児童生徒を守り通す。

いじめられていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聞く場合は、他の児童生徒の目に触れないように、場所や時間等に配慮します。

イ 事実確認と情報の共有

(7) いじめの行為に至った経過や心情などをいじめている児童生徒から聞き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握するようにします。また、いじめられている児童生徒からの聞き取りも含め、それぞれ別の場所で行うようにします。

(1) 保護者への対応は、複数の教師で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。

(7) 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教師で対応することを原則とし、管理職等の指示の下に教師間の連携と情報共有を随時行います。

把握する情報

- ★ 誰が誰をいじめているのか？【加害者と被害者の確認】
- ★ いつ、どこで起こったか？【時間と場所の確認】
- ★ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？【内容】
- ★ いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- ★ いつ頃から、どのくらい続いているのか？【期間】

ウ いじめられた側

(7) 児童生徒に対して

- ・事実確認とともにつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守り抜く」「秘密を守る」ことを伝えます。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝えます。
- ・自信がもてる言葉がけをするなど自尊感情を高める配慮をします。

(1) 保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えます。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・継続して家庭と密に連絡を取り合い、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・「家庭で子どもの様子をよく観察してもらう」「ささいなことでも相談してもらう」ことを伝えます。

エ いじめた側

(7) 児童生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などを十分に聞き、児童生徒の背景にも目を向けて指導します。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導をし、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

(1) 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・子供の変容を図るために、今後の関わり方等を一緒に考え、具体的に助言します。

オ 周りの児童生徒

(7) 当事者だけの問題にとどめず、学級及び部、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。

(1) 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級及び部、学校全体に示します。

(7) はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させます。

(1) いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。

カ 継続した指導

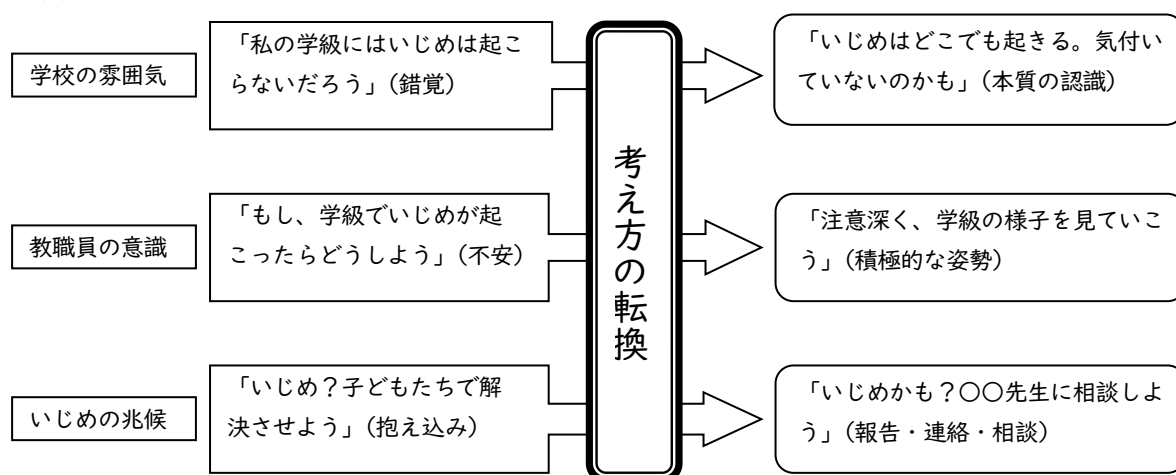
(7) いじめが解消したと見られる場合でも引き続き十分な観察を行い、必要に応じて継続的に指導します。

(1) いじめられた児童生徒の良さを見つけ、賞賛したり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻すことができるようにします。

(7) いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒相互にスクールカウンセラーや関係諸機関の活用を含め、心のケアにあたります。

(1) いじめの発生を機に事例を検証し、再発・未然防止のために日常的に取り組むことを計画します。

(3) 迅速に対応するために



5 インターネット上のいじめへの対応

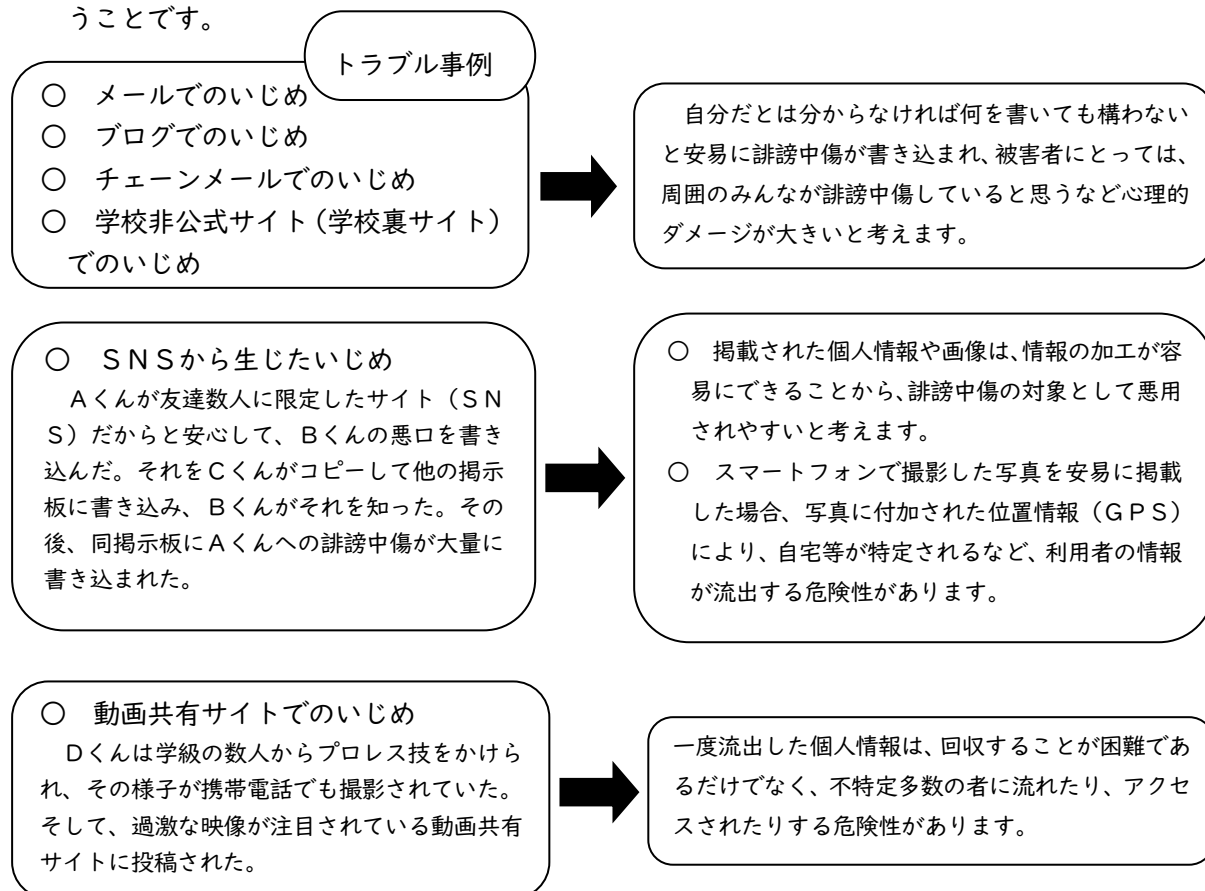
インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、トラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止や早期発見には、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方の変化や日常会話の内容など、児童生徒が発するサインを見逃さないように保護者との連携が不可欠です。

インターネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案によっては警察の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。

(1) インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等をWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うことです。



(2) 未然防止のために

保護者懇談会等で伝えたいこと

ア 未然防止の観点から

- (ア) 子どものパソコンやスマートフォン等の管理にあたり一番大切なことは、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うことです。また、スマートフォン等を持つ必要性についても検討するようにします。
- (イ) インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、「知らぬ間に利用者の個人情報が流出する」といったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっている認識をもたせるようにします。
- (ウ) 「ネット上のいじめ」は、他のさまざまないじめ以上に子どもに深刻な影響を与える認識をもたせるようにします。

イ 早期発見の観点から

家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば迷わず問いかけ、即座に学校へ相談します。

情報モラルに関する指導の際、児童生徒に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもが陥りやすい心理を踏まえた指導をします。

- ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

(3) 早期発見・早期対応のために

書き込みや画像の削除に向けて

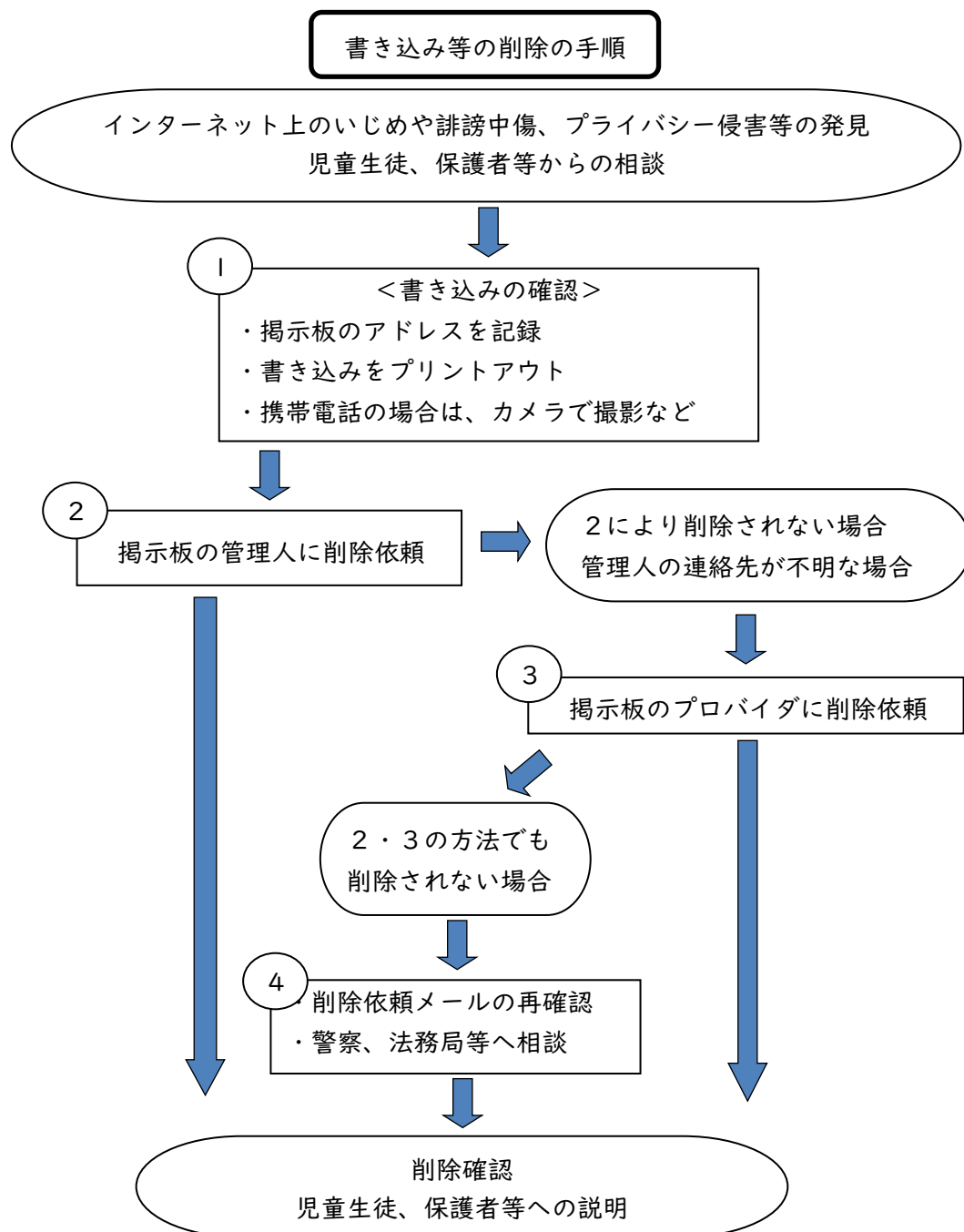
被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。

<指導のポイント>

- ① 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ② 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は、必ず特定されること。
- ③ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

チェーンメールの対応は

- ① チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送することで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ② 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容によっては、「ネット上のいじめ」の加害者となること。



※「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」（総務省 HP）に、詳しく相談や通報の窓口が掲載されています。

6 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要です。

7 関係機関との連携

いじめの問題への対応は、スクールカウンセラーや外部関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るために、日頃から学校や関係機関と情報交換や連絡会議の開催など情報を共有する体制を構築しておく必要があります。

Ⅱ 本校のいじめ防止対策組織

Ⅰ いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組においては、「いじめを根絶する」という強い意思をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要があります。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められます。

各学校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要があります。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切です。

(Ⅰ) いじめ防止対策校内組織について

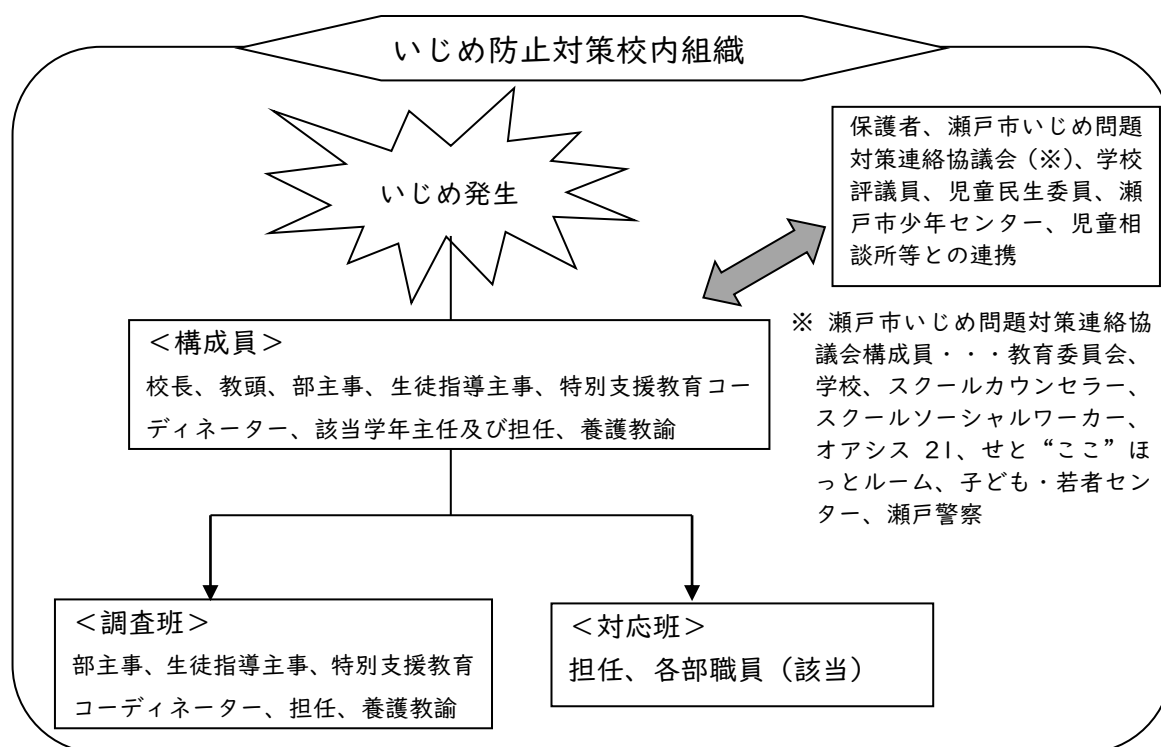
ア 「いじめ・不登校等対策委員会」

委員会の構成員

校長、教頭、部主事、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、該当学年主任及び担任、養護教諭

イ 指導体制

委員会が事案に応じて適切な職員構成を考え、決定します。また、対応する内容によって柔軟に職員を再構成します。

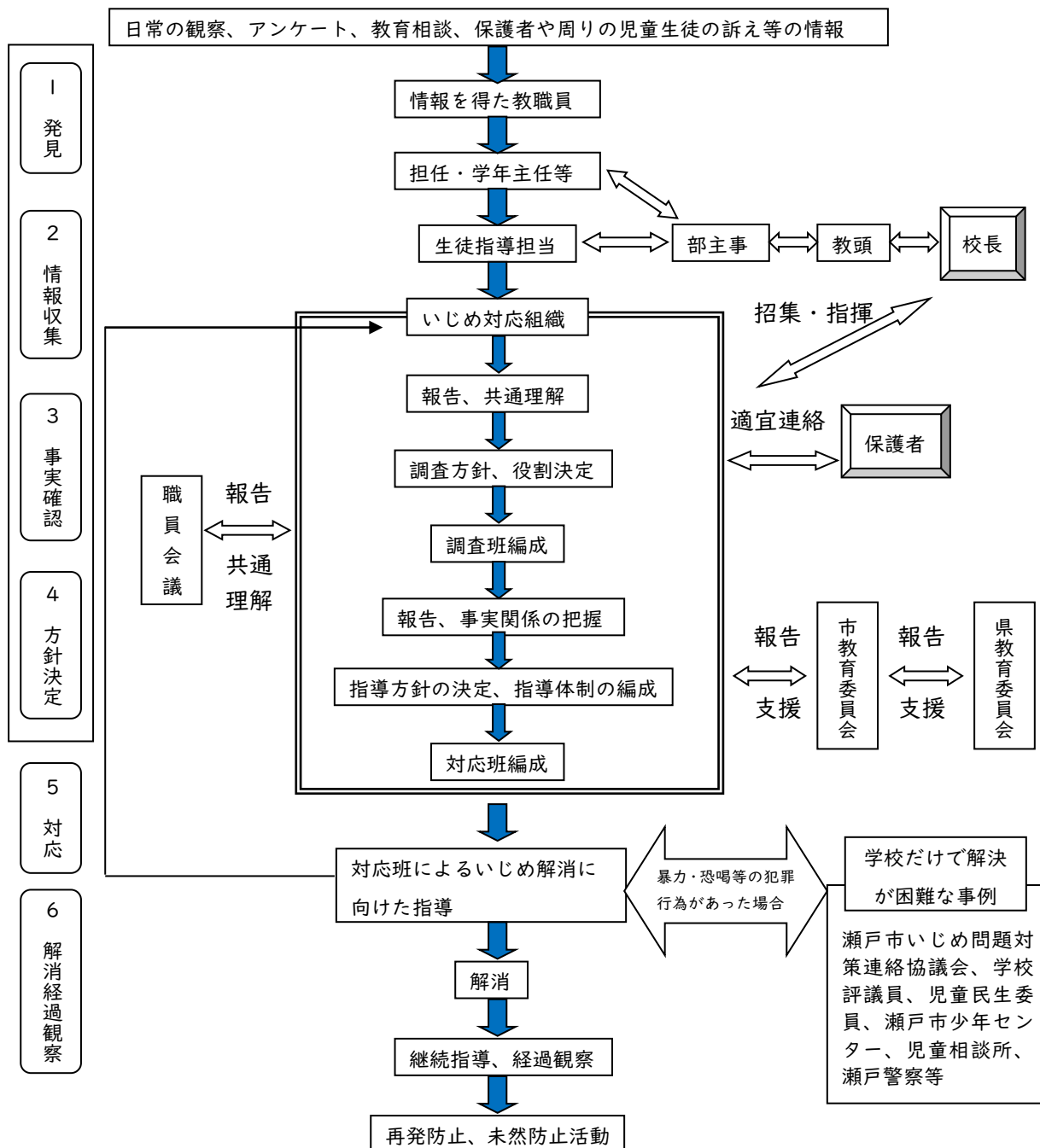


(2) 職員の協力体制について

学級経営や教育活動を各部や学校全体で展開していくためには、教師間の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、児童生徒指導等について、尋ねたり、相談したりするなど気軽に話ができる職場の雰囲気が大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、さまざまな問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

2 いじめが起きた場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教師が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切です。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがあります。そのような状況を避けるためにも、いじめ対応組織による緊急対策会議を開き、今後の方針を立て、組織的に取り組む必要があります。



(1) 重大事態への対応について

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応します。

重大事態の調査を学校が行う場合は、「いじめ防止対策組織」を母体としつつ、事案に応じ、適切な専門家を加えるなどして対応します。

※ 重大事態とは

いじめ防止対策推進法 第28条第1項

第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

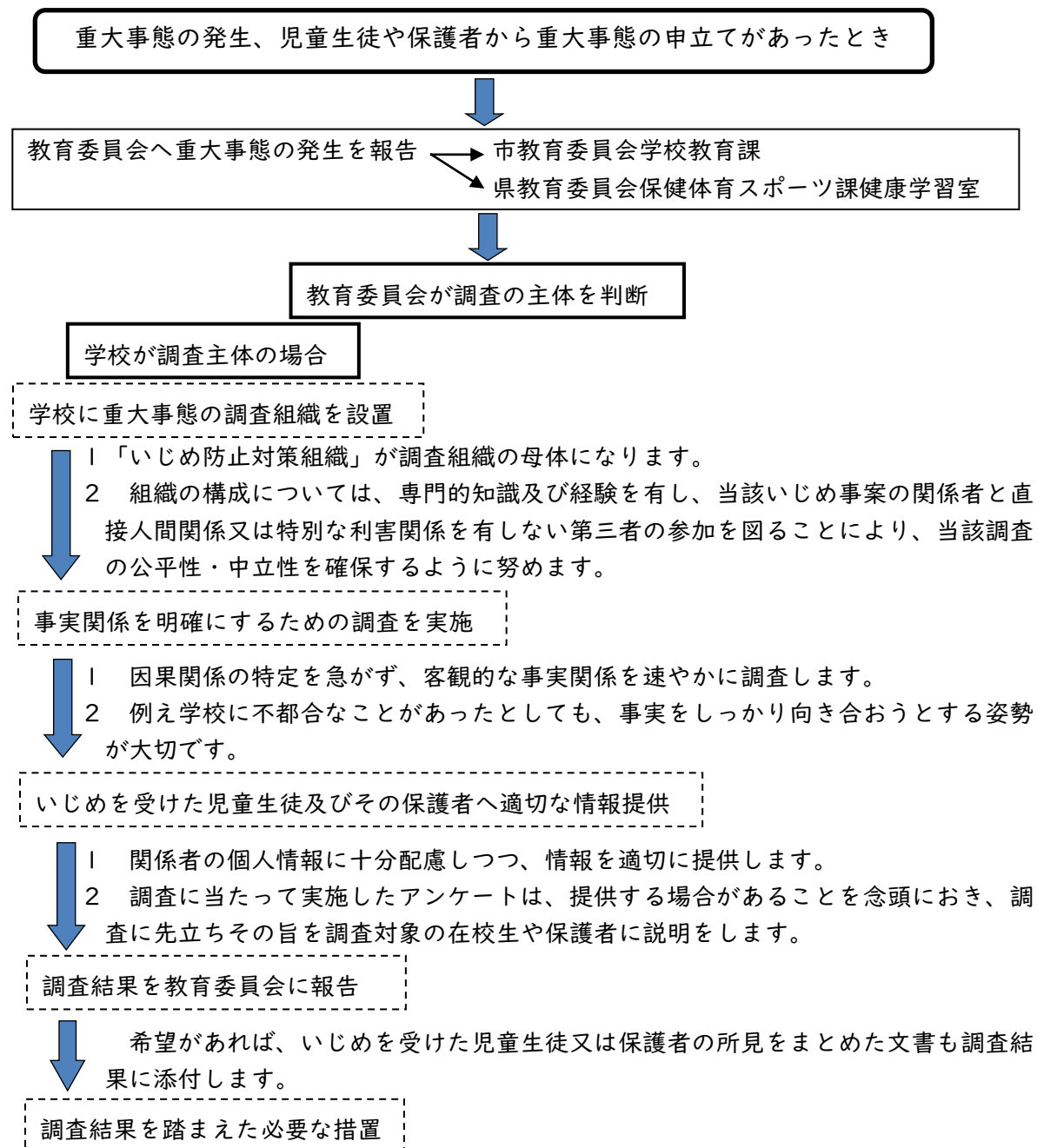
第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

※ 第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態の対応フロー図（本校）



Ⅲ いじめ防止等に関する具体的な取組

Ⅰ いじめ防止に関わる年間指導計画等

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修の充実を図り、全ての職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養います。
- イ 教育活動全般を通して、道徳・人権教育の充実、交流・体験活動などの推進を図ります。
- ウ 児童生徒が学校や家庭生活について、気軽に相談できる環境づくりに努めます。
- エ 体罰はもとより教師の言動がいじめを助長することのないように、指導の在り方に細心の注意を払います。
- オ 「いじめ防止チェックリスト」を用いて、未然防止の取組について検証します。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努めます。
- イ いじめを認知又はいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校等対策委員会」に報告をし、組織的に対応します。
- ウ 「生活アンケート」を実施し、教育相談等の充実を図ります。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見や通報を受けたら「いじめ・不登校等対策委員会」で組織的に対応します。
- イ 「被害児童生徒を守り通す」姿勢で対応します。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- エ 教師間の共通理解、保護者の協力、臨床心理士、児童相談所等の専門家や関係機関との連携のもとで取り組みます。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、「いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくり」を行います。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行います。また、日頃から情報モラル教育の充実を図ります。

2 令和8年度年間指導計画

	未然防止の取組	早期発見の取組	いじめ・不登校等対策委員会の動き	保護者・地域との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の会（毎日） ・集会【小】（1回/月） ・隣接小学校、併設中学校との交流及び共同学習（随時）【小・中】 ・居住地校交流（随時）【小・中】 ・保護者懇談週間 		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて開会 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会奉仕団体との交流（随時） ・出前授業（随時） ・懇談週間 ・部懇談
5	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会・クラブ活動【小】（1回/月） ・生徒会・委員会活動【中・高】（1回/月） ・運動会 			
6	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動【中・高】 			<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい美化活動【中・高】
7	<ul style="list-style-type: none"> ・集会【各部】 ・学校公開 			<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観週間 ・学校公開（一般・事業所） ・瀬戸工科高校との交流及び共同学習【高】
8	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談【各部】 			<ul style="list-style-type: none"> ・部懇談

9	・保護者懇談週間			・懇談週間
10		・「生活アンケート」の実施		・瀬戸北総合高校との交流及び共同学習【高】 ・光陵中体育祭見学【中・高】
11	・さくらんぼフェスティバル		・定例会	・ふれあい美化活動【中・高】 ・光陵中学校とのボッチャ交流【中】 ・赤い羽根共同募金 ・ユートピア活動【小・中】
12	・人権啓発活動 (人権に関する講話等・現職研修) ・授業参観 ・集会【各部】			・「教育活動に関するアンケート」の実施 ・瀬戸北総合高校との交流及び共同学習【高】 ・授業参観週間
1	・保護者懇談週間			・懇談週間
2	・生徒会企画【中・高】			
3	・集会【各部】			

※「小中一貫教育に係る支援事業」は年間を通して実施する。

【参考・引用文献】

- ・「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)文部科学省
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年改訂)文部科学省
- ・「いじめ防止基本方針の策定について」文部科学省初等中等教育局
- ・「いじめのない学校づくり」(生徒指導リーフ増刊号)文部科学省国立教育政策研究所
- ・「愛知県いじめ防止基本方針」(平成26年9月)愛知県教育委員会
- ・「瀬戸市いじめ防止基本方針」(令和6年2月20日改訂)瀬戸市教育委員会
- ・「いじめ対応マニュアル<改訂版>」(平成29年8月)兵庫県教育委員会
- ・「生徒指導提要」(令和4年12月改訂)文部科学省
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について(通知)」(令和6年8月30日)文部科学省